

京都市告示第105号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年6月12日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
久世139号線	南区久世大藪町197番地の3地先から 同町204番地の1地先まで	メートル 145.50	メートル 5.20 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)